

# 相続放棄の要点

—借金を相続しないための方法！！—

## 1. 相続放棄とは

相続権の一切を放棄すること。

プラスの財産（資産等）も、マイナスの財産（負債等）も相続する権利を失う。



## 2. 相続放棄の方法

家庭裁判所へ相続放棄の申立て（相続放棄の申述）をして認められること。  
相続権を行使しない意思表示（財産を貰わないこと）は《相続放棄ではない》。

## 3. 相続放棄をする手続きの時期

原則として相続発生時から3ヶ月以内。

## 4. 相続放棄の準備

《相続開始前の早い時期に》方針を決める。  
相続が発生する前にプラスの財産（資産等）を計画的に贈与・売買を行う。  
（相続が発生してから行うと相続放棄は認められない）

- 『相続放棄の要点』（無料）を知りたい方は、この用紙をコーディネーターに渡すかFAXで申し込んでください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1  
TEL:(0532) 53-5333(代) FAX:(0532) 53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX: **0532-53-5118**

無料の資料《c-No.1163-1 相続放棄の要点》を希望します。

[事務所処理欄]

課	コーディネーター

お客様の商号  
(ゴム印で結構です)  
コードNo.

平成 年 月 日